

<標準様式第1-4> 個人情報ファイル簿（単票）（行政機関及び独立行政法人等）

個人情報ファイルの名称	診療録（カルテ）	
行政機関等の名称	独立行政法人国立病院機構	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広島西医療センター事務部企画課	
個人情報ファイルの利用目的	医療サービスの提供、医療保険事務、医療事故等の報告、症例研究のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 病歴、4 診療経過、5 身体状況、6 家族状況	
記録範囲	広島西医療センターで受診した患者様	
記録情報の収集方法	患者様から提出された保険証、患者様の診療	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島西医療センター事務部管理課	
	(所在地) 〒739-0696 広島県大竹市玖波四丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法60条第2項第2号
	令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)

<p>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p>	<p>非該当</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>—</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	<p>—</p>
<p>備 考</p>	

<標準様式第1-4> 個人情報ファイル簿（単票）（行政機関及び独立行政法人等）

個人情報ファイルの名称	診療報酬請求明細書	
行政機関等の名称	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広島西医療センター事務部企画課	
個人情報ファイルの利用目的	医療保険事務、病院経営のための統計資料作成のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 保険情報、4 診療経過、5 病名	
記録範囲	広島西医療センターで受診された患者様（平成10年度以降、旧大竹病院時代を含む）	
記録情報の収集方法	患者様から提出された保険証、患者様の診療	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	業務委託先、審査支払機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 広島西医療センター事務部管理課	
	(所在地) 〒739-0696 広島県大竹市玖波四丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法60条第2項第2号
	令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

<標準様式第1-4> 個人情報ファイル簿（単票）（行政機関及び独立行政法人等）

個人情報ファイルの名称	医事当直日誌	
行政機関等の名称	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広島西医療センター事務部管理課	
個人情報ファイルの利用目的	病院経営のための統計資料の作成のために使用する。	
記録項目	1 医事、医師、看護師の当直者氏名、2 入院、外来受診患者数、3 巡回、施錠チェック	
記録範囲	同上	
記録情報の収集方法	当直業務（時間外外来患者様）に於いて収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島西医療センター事務部管理課	
	(所在地) 〒739-0696 広島県大竹市玖波四丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法60条第2項第2号
	令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

<標準様式第1-4> 個人情報ファイル簿（単票）（行政機関及び独立行政法人等）

個人情報ファイルの名称	診療当直日誌	
行政機関等の名称	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広島西医療センター事務部管理課	
個人情報ファイルの利用目的	病院経営のための統計資料の作成のために使用する。	
記録項目	1 診療に関する記事、内科系、外科系	
記録範囲	同上	
記録情報の収集方法	当直業務（時間外外来患者様）に於いて収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島西医療センター事務部管理課	
	(所在地) 〒739-0696 広島県大竹市玖波四丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法60条第2項第2号
	令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

<標準様式第1-4> 個人情報ファイル簿（単票）（行政機関及び独立行政法人等）

個人情報ファイルの名称	日直当直管理日誌	
行政機関等の名称	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	広島西医療センター事務部管理課	
個人情報ファイルの利用目的	医療サービスの提供を行うため利用する	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 病名、4 治療処置	
記録範囲	同上	
記録情報の収集方法	当直業務（時間外外来患者様）に於いて収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島西医療センター事務部管理課	
	(所在地) 〒739-0696 広島県大竹市玖波四丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法60条第2項第2号
	令第20条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	